

難病患者に対する就職支援策について

横浜公共職業安定所 専門援助部門
難病患者就職サポーター 中金 りゅうじ

な か が ね

中金 りゅうじ



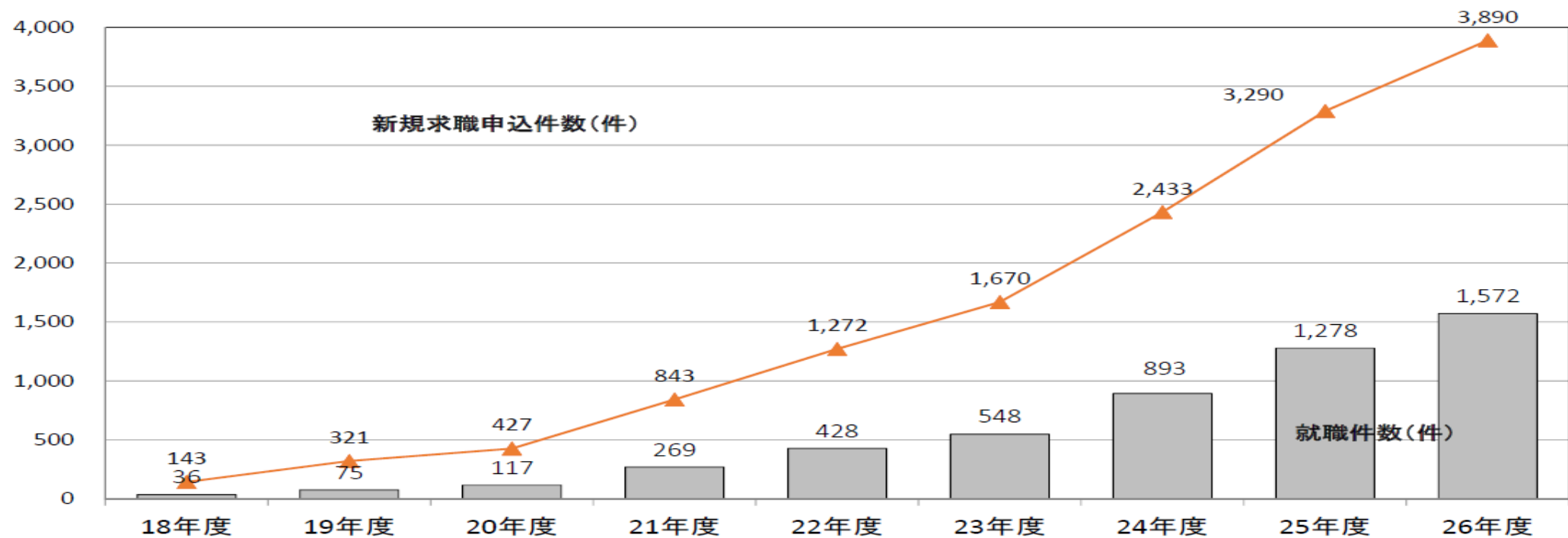
- 看護師 20年余り
- 精神科・内科・企業ナース・独立行政法人のリワークに携わり
- H25年より**難病患者就職サポーター**（神奈川県）
- 平成29年度厚生労働科学研究費補助金・難病患者の地域支援体制に関する研究班メンバー（ワークブック制作）
- 一億総活躍国民会議では難病患者の『就労支援拡充』についてプレゼンテーションを行う

☐ 難病の人の就労支援

☐ 難病の人の就労の際の両立支援

全国ハローワークにおける難病のある方の就職件数

ハローワークにおける難病のある方(※)の職業紹介状況



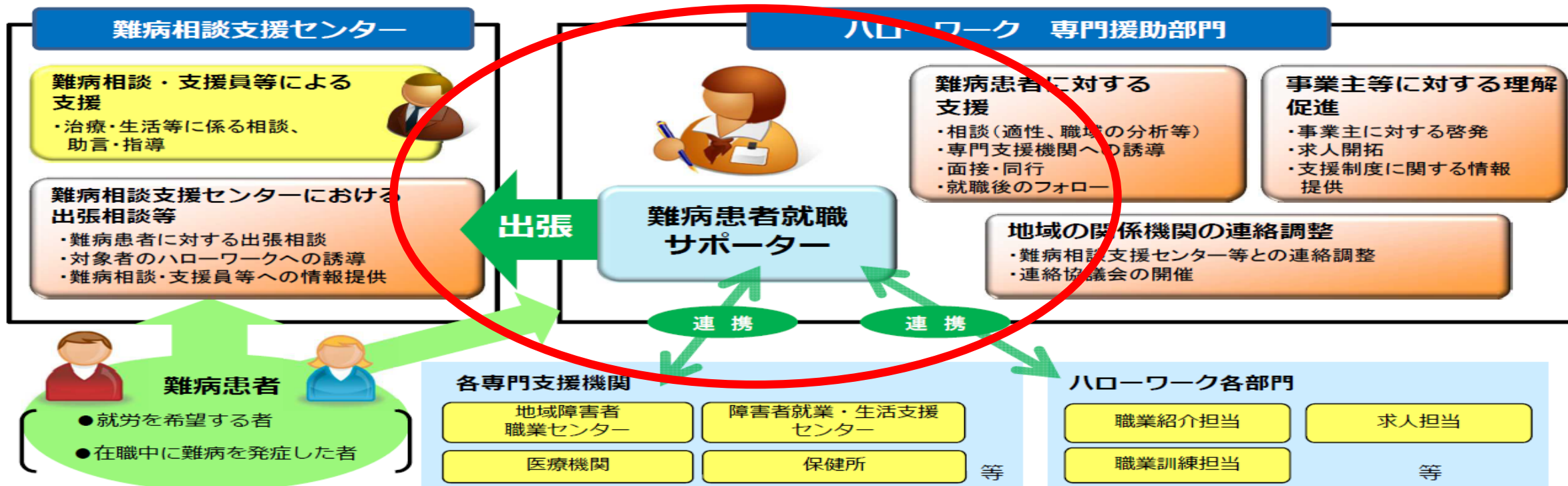
※ 難病のある方のうち、障害者手帳を所持しない方

難病患者就職サポーターとは？

難病相談支援センターと連携した就労支援の実施

ハローワークに「**難病患者就職サポーター**」（※）を配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行う。

※ 配置数 : 全国49人(H28) → **全国51人(H29予定)**
配置場所 : ハローワークの専門援助窓口
採用要件 : 難病患者の相談に関する業務経験1年以上等



ハローワーク 専門援助部門



難病患者に対する支援

- ・相談(適性、職域の分析等)
- ・専門支援機関への誘導
- ・面接・同行
- ・就職後のフォロー

事業主等に対する理解促進

- ・事業主に対する啓発
- ・求人開拓
- ・支援制度に関する情報提供

難病患者就職サポーター

地域の関係機関の連絡調整

- ・難病相談支援センター等との連絡調整
- ・連絡協議会の開催

出張

難病患者就職
サポーター

地域の関係機関の連絡調整

- ・難病相談支援センター等との連絡調整
- ・連絡協議会の開催

連携

連携

各専門支援機関

地域障害者
職業センター

障害者就業・生活支援
センター

医療機関

保健所

等

ハローワーク各部門

職業紹介担当

求人担当

職業訓練担当

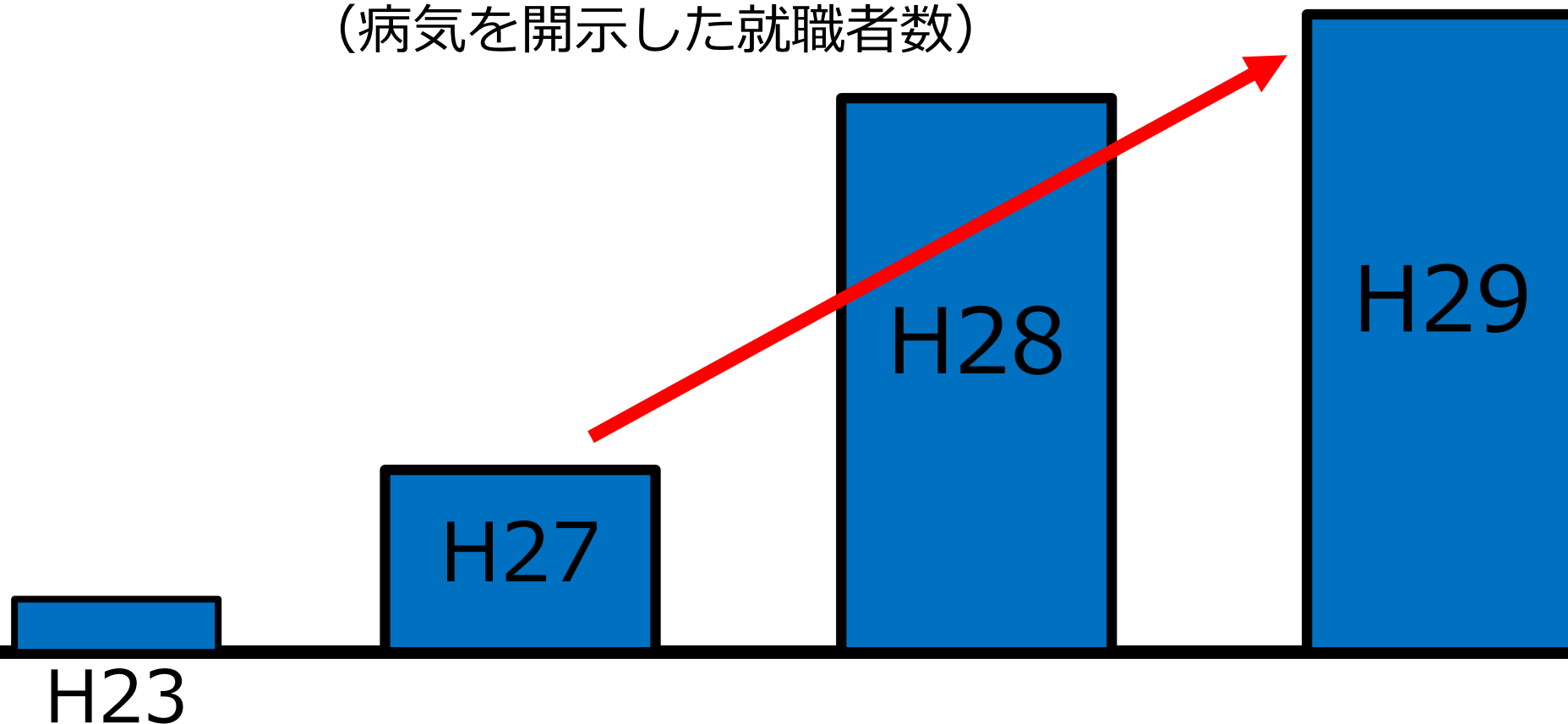
等

01

就職者数の変化

病気を企業に伝え
ながらの就職

現在、H27年度の約**3.0**倍に増加
(病気を開示した就職者数)

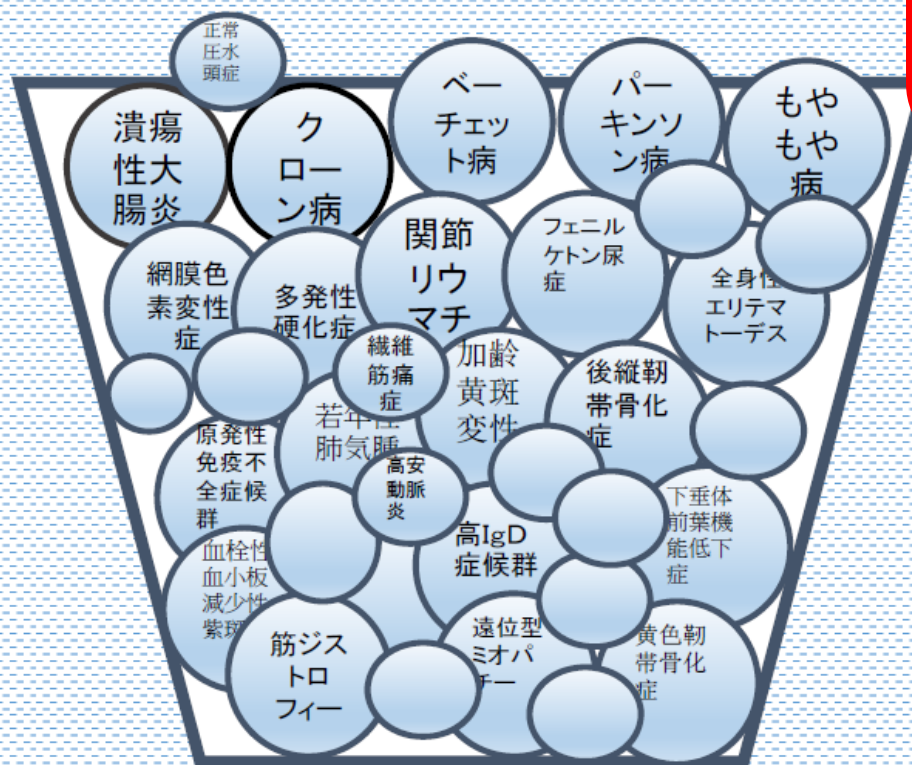


OPEN

病気を企業に伝え
(開示) て就職する



難病



難病とは、医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病を総称して用いられていました。多くの難病は、完治することのない慢性疾患であり、生涯にわたって治療が必要ですが、医学の進歩などにより、**現在では職業生活と疾患管理の両立をはかりながら、継続的な就労が可能**となっています。

$$\begin{array}{r} 358 \\ + \\ \alpha \end{array}$$

難病という言葉の中には、数百もの病名（疾病）が含まれている。

難病の定義

難病

- 発病の機構が明らかでなく
- 治療方法が確立していない
- 希少な疾病であって
- 長期の療養を必要とするもの

患者数等による限定は行わず、
他の施策体系が樹立されていない
疾病を幅広く対象とし、調査研究・
患者支援を推進

指定難病

難病のうち、以下の要件の全てを満たすものを、
患者の置かれている状況からみて
良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、
厚生科学審議会（第三者的な委員会）の意見を聴いて厚生労働大臣が指定

- 患者数が本邦において一定の人数^(注)に達しないこと
- 客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立していること

（注）人口の0.1%程度以下であることを厚生労働省令において規定する予定。

医療費助成の対象

1. 血液系疾病
2. 免疫系疾病
3. 内分泌系疾病
4. 代謝系疾病
5. 神経・筋疾病
6. 視覚系疾病
7. 聴覚・平衡機能系疾病
8. 循環器系疾病
9. 呼吸器系疾病
10. 消化器系疾病
11. 皮膚・結合組織系疾病
12. 骨・関節系疾病
13. 腎・泌尿器系疾病
14. スモン
15. 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群

- ① 疾病の対象（種）が多い
- ② 症状や病状に変動性があるものが多い
- ③ 進行性のものがあるのが、そうでないものもある
- ④ 障害者手帳を取得していない・できない方が多いので一般求人での就職者が多い
- ⑤ 通院頻度が週1回～月1回、2回、半年、1年に1回程度と幅広い。

⑥軽度～中等度、重度と症状・状態にも幅がある。

⑦病気を企業に伝えないで働いている方も多い。

05

相談から就職・定着支援まで

助成金活用者、又は希望者の方には定着支援としての企業訪問

相談

心理・身体・社会的、どのブランクか？

あり

ブランク

対策

なし

書類作成・
面接対策

応募

採用

職業フィッティング

キャリアチェンジ？キャ
リアアップ？どんな条件
で、どのくらい・・・
病気の開示・非開示

相談

医師

ソーシャルワーカー

事前に受診時に
聞いてみる・・・
(整合性)

発達障害者・難治性疾患雇用開発助成
金コースを活用する場合は、事前に病
気の開示を行う

ブランクにより
生じた。精神・
心理面への影響
(メンタルブラ
ンク)

心理的
ブランク

ブランクにより生
じた、身体的な側
面への影響 (フィ
ジカルブランク)

身体的ブ
ランク

社会的
ブランク

どのブラン
ク？
もしくは、
複数・・・

ブランクにより
生じた、社会的
側面への影響
(ソーシャルブ
ランク)

06

3つの調整

初期設定

A

医師の
就労への
見解

B

現在の状
態・就労
準備性・
希望・・・

C

企業の雇用
のニーズ
(職種・業種・
就労時間、及び
日数・規模・通
院等)

A・B・Cが一致している状態

06

就業上の配慮

(合理的) 就業上の配慮

就労負荷
(労務提供)

疾病性を事例性（希望する配慮）に置き換える

①事業活動への影響の程度

②実現困難度

③費用負担の程度

公務・民間

④企業規模

⑤企業の財務状況

⑥公的支援の有無

業種

1) 就業上の配慮事項への変換（情報を収集し、医療の言葉を就労の言葉に変換）

2) 職業マッチング（職業フィッティング）

職種・業種・実際の労務提供の特性・就労付加（日数・時間数）残業時間・作業・通勤距離・公務あるいは民間・企業規模などとの親和性

10

職業フォーカシング

疾病性

違うところ・強
み・得意

疾病性

できること

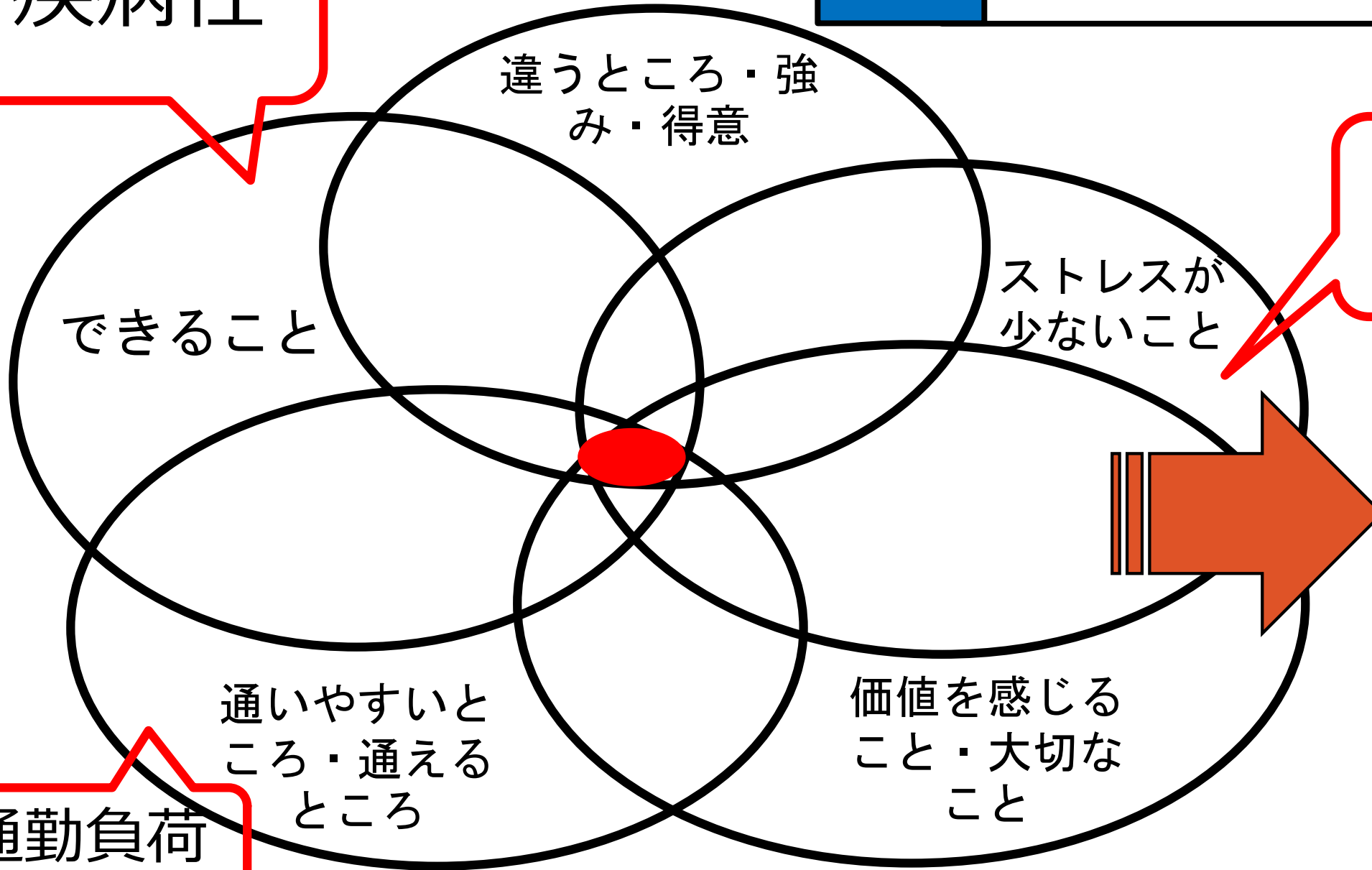
ストレスが
少ないこと

求人票化
(絞込み)

通勤負荷

通いやすいと
ころ・通える
ところ

価値を感じる
こと・大切な
こと



事例 新規就労時 病気開示での就職

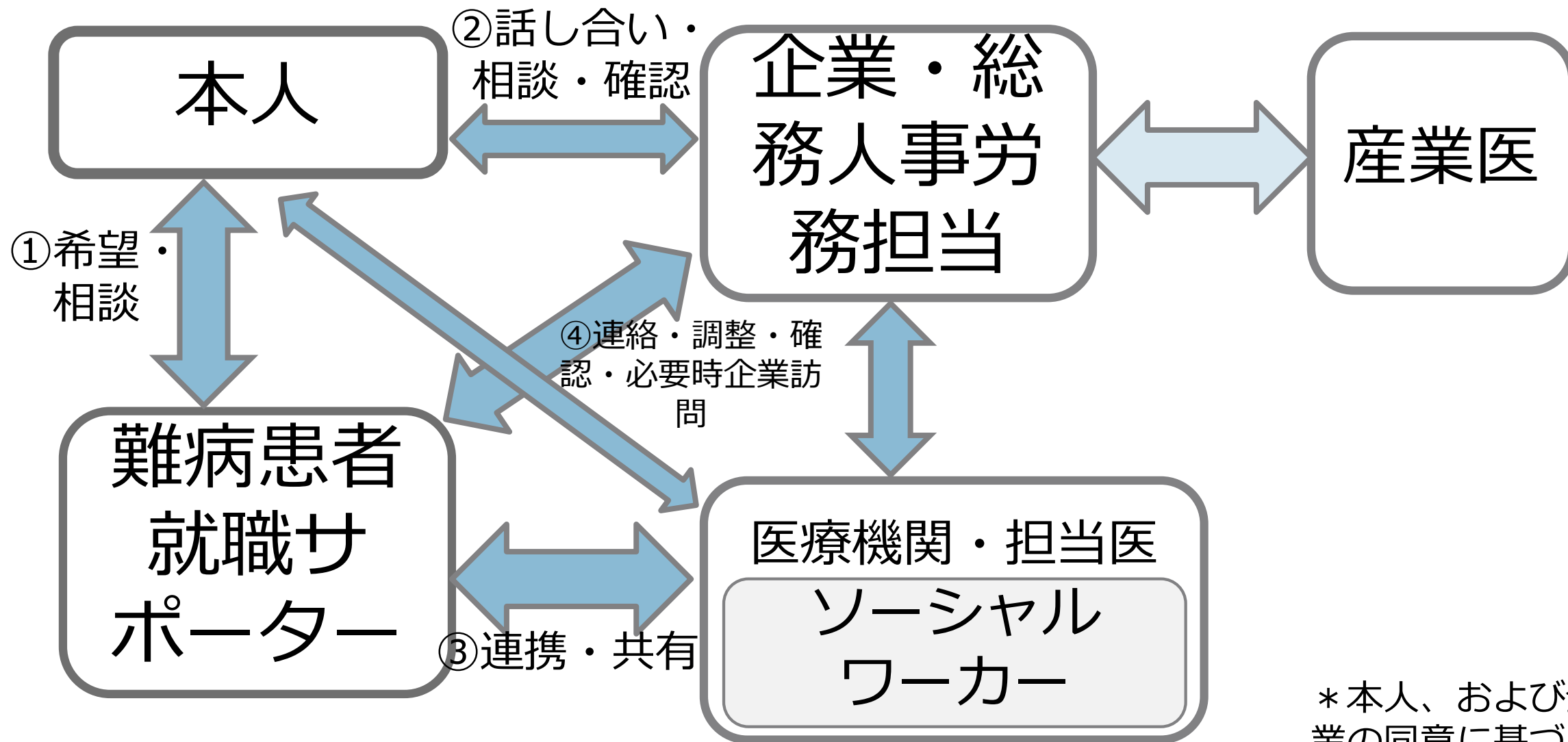
相談者の状況	A氏 病名：クローン病 30代 男性 4人家族 子供2人 発症：4年前（相談時） 通院：3ヶ月に1回 障害者手帳：無し 希望する配慮：排泄への配慮 希望：正社員 ブランク期間：無し 得意と感ずること：単純作業でも集中して続けることができる
相談時の状況	相談まで6社を転職、相談時小さな子供を抱きかかえて妻と予約なく来所。現在の就業において（採用から半年経過）、病気を開示しないで就職したため、トイレの回数が多くなるため、‘やる気がないんじゃないか’と誤解を受け、人間関係の問題になりつつあり、誤解を受けないように、今後は「病気を開示して就職したい」と相談。相談開始後、次の相談時には退職。
就職活動	病気を開示 しての応募を希望。医師の就労の見解など、同意のもとに確認。‘ 一般求人でフルタイム勤務可能 ’ <u>医師の就業の際の意見書</u> なども手元に取得している状況。疾病性に見合った 配慮を得ることが可能か どうか、現在までの経験なども踏まえて職業の絞込みを行い、企業に応募前に病名を伝え、希望している 配慮事項について説明 。「大型の機械を入れたので、作業の途中で機械が時々とまる、その間にトイレに行けばいいし、女子トイレも使っていないので専用にしたらいいい」とあり、書類選考を通じて応募、面接後、 発達障害者・難治性疾患雇用開発助成金コース を活用した就職（正社員）となった。
就職後	採用後、企業・本人の 同意を得て、企業訪問 。就業している環境を見学、配慮や 疾病特性 について経営者に説明。その後、以後2年経過した現在も、正社員として勤務。資格所得の支援も受け、収入もUPし、継続して就業できている。



難病の人の就労支援



難病の人の就労の際の両立支援



* 本人、および企業の同意に基づく

疾病・障害等状況説明書

氏名： _____
住所： _____
TEL： _____
最寄駅： _____

1. 診断名	
2. 特定疾患医療受給者証取得	取得： 有 ・ 無 H 年 月 (有効期限：H 年 月 ～ H 年 月)
3. 医師からの就労見解	
4. 通院医療機関	
5. 通院頻度	ヵ月に 回 ・ 週間に 回 程度
6. 日常生活で気を付けていること（自身の取組等）	・ ・ ・ ・
7. 工作上知っておいていただきたいこと・及び、配慮について	・ ・ ・ ・
8. 相談・支援機関	・ ・

1 2

疾病・障害等説明書

事業主の皆さまへ

「特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）」のご案内

「特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）」は、障害者手帳を持たない発達障害や難病のある方を雇い入れる事業主に対して助成し、発達障害や難病のある方の雇用と職場定着を促進するためのものです。

発達障害や難病のある方を新たに雇い入れた事業主に助成金を支給します

以下の①～②のすべてに当てはまる対象者をハローワーク、地方運輸局、特定地方公共団体^{※1}、職業紹介事業者^{※2}の紹介により、一般被保険者かつ継続して雇用する労働者^{※2}として新たに雇用し、対象労働者の雇用管理に関する事項^{※3}を報告する事業主に助成金を支給します。

「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」の対象者

- ① 障害者手帳を所持していない方であって、発達障害または難病のある方^{※4}
 - ▶発達障害の場合：発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など）
 - ▶難病の場合：別紙の難病がある方
- ② 雇入れ日時点で満年齢が65歳未満である方

※1 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コースの取扱いを行うに当たって、雇用関係給付金の取扱いについて同意書を労働局に提出している特定地方公共団体・職業紹介事業者をいいます。

※2 継続して雇用する労働者とは、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上あることをいいます。

※3 雇い入れた労働者に対する配慮事項などを支給申請にあわせて報告していただきます。

※4 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者、同条第6号に規定する精神障害者に該当する方は除きます。

助成額

対象労働者	企業規模	助成対象期間 ^{※5}	支給総額 ^{※6}	第1期	第2期	第3期	第4期
短時間労働者 ^{※7} 以外の労働者	中小企業以外	1年	50万円	25万円	25万円		
	中小企業	2年	120万円	30万円	30万円	30万円	30万円
短時間労働者	中小企業以外	1年	30万円	15万円	15万円		
	中小企業	2年	80万円	20万円	20万円	20万円	20万円

※5, 6 助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期・第2期・第3期・第4期）といい、支給総額を支給対象期に分けて支給します。

※7 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290331雇障01

13

就職の際の助成金

マズローの心理欲求と'働く'と



ご清聴ありがとうございました。

神奈川 難病患者就職サポーター
中金 りゅうじ

【参考文献など】

- 難病情報センターホームページ
- 厚生労働省ホームページ 「障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮に関するQ&A。」「難病の人の就労支援」「難病対策」
- 就労系福祉サービス事業所における難病のある人への支援ハンドブック